軽井沢 MARUWA アカデミーヒルズ施設利用約款

(適用範囲)

第1条　当軽井沢 MARUWA アカデミーヒルズ(以下、当施設)が利用者との間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとする。また、この約款に定めのない事項については、一般的な慣習によるものとします。

2．　当施設利用に対して利用申込書等にて別途合意した事項がある場合は、本事項を優先するものとする。

(利用契約の申し込み)

第2条　当施設に利用申込をしようとする者は、所定の申込用紙に記入して申し込みをして下さい。

(利用契約の成立等)

第3条　利用契約は、当施設が前条の申し込みの承諾をもって成立するものとします。また、抽選及びその他諸事情により承諾がなされなかった方につきましてはご利用いただけませんのでご了承ください。また、申込者以外のご利用は受付いたしません。その場合、ご利用いただくことはできません。

(利用契約締結の拒否)

第4条　当施設は、次に掲げる場合は、施設の利用をお断りする場合があります。

(1)　利用の申し込みが、この約款によらないとき。
(2)　満室(員)のとき。
(3)　利用しようとするものが、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4)　利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同上第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(5)　利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6)　利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7)　利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(8)　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。

(利用者の契約解除権)

第5条　利用者は、キャンセルする場合、入金前までに申し入れをするものとする。

(当施設の契約解除権)

第6条　当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

(1)　利用者が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2)　利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。
　イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3)　利用者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(4)　利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5)　利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6)　天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
(7)　施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

ただし、上記のいかなる場合でも返金は致しかねます。

(利用者の本人確認)

第7条　利用者は、利用日当日、利用者本人であることを確認できる証明書(運転免許証、パスポートなど)を提示していただきます。

(施設の利用時間)

第8条　利用者が当施設を使用できる時間は午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して利用する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2．　到着日の最終入館時刻は 22 時までとします。

(利用規則の順守)

第9条　利用者は、当施設利用に関する注意事項に関しては、当施設利用に関する注意事項書に沿ってご利用ください。注意事項書は掲示若しくは利用される施設にございますのでご確認ください。

(支払い方法)

第10条　利用者は施設使用にあたり、事前に指定口座に振り込むものとする。

2．　利用者が当施設に到着後、利用者が任意に利用しなかった場合、利用料金は申し受けます。

(利用者の責任)

第11条　利用者の故意又は重過失により当施設が損害を被ったときは、当該利用者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

2．　施設内での盗難及び他の利用者とのトラブル等に関しては一切の責任を負いかねますので、自己の責任にて管理いただきますようお願いいたします。

3．　利用者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は車両に関する事故、盗難、その他一切の責任を負いません。

(約款の有効)

第 12 条　本約款は、2019 年 7 月 1 日より有効といたします。なお、当施設は社会経済情勢の変化や諸般の事情で、本約款の改正、変更をできるものとします。